

令和 7 年小田原市議会 3 月定例会議案

(議案第 3 5 号～議案第 4 4 号)

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

目 次

○ 条例議案

議案第 35 号	小田原市犯罪被害者等支援条例……………	1
議案第 36 号	小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例……………	5
議案第 37 号	小田原市職員定数条例の一部を改正する条例……………	6
議案第 38 号	小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例……………	7
議案第 39 号	小田原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………	8
議案第 40 号	小田原市特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………	25
議案第 41 号	小田原市介護保険条例の一部を改正する条例……………	26
議案第 42 号	小田原市企業誘致推進条例の一部を改正する条例……………	27
議案第 43 号	小田原市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例……………	28
議案第 44 号	小田原市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例……………	30

案 議 例 条

議案第 35 号

小田原市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援等について、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、当該支援のための施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、もって安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者で市内に住所を有するもの及びその家族又は遺族その他これらの者に準ずる者と市長が認める者をいう。
- (3) 市民等 市内に住所を有し、居住し、通勤し、若しくは通学する者又は市内において活動を行うものをいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等の置かれている状況についての無理解による言動、配慮に欠ける対応、^{ひぼう}誹謗中傷等によって犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、生活の平穩の侵害その他の被害をいう。
- (6) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいう。
- (7) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (8) 関係機関等 国、地方公共団体、警察、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第 3 条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、配慮して行われるものとする。

- 2 犯罪被害者等の支援は、迅速かつ公正に行われるとともに、犯罪被害者等にとって利用しやすいものとする。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が置かれている状況その他の実情に応じて、市、関係機関等、市民等及び事業者が相互に連携し、及び協力して推進するとともに、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、途切れることなく行われるものとする。
- 4 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は日常生活を害することのないよう、二次被害及び再被害の発生の防止について配慮して行われるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と相互に連携及び協力を図るものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう努めるものとする。

- 2 市民等は、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生ずることのないよう、事業活動を行うに当たり十分配慮するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、犯罪被害者等が安心して暮らすために必要な各種の手續に適切に関与することができるよう、犯罪被害者等の就労及び勤務について十分配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している様々な問題についての相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を実施するものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援を総合的に実施するための窓口を設置し、必要な識見を有する職員を置くよう努めるものとする。

(犯罪被害者等への支援)

第8条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、次に掲げる支援を実施するものとする。

(1) 犯罪等の被害により日常生活を営むことについて支障がある犯罪被害者等に対する家事、子育て等に要する費用の助成その他必要な支援

(2) 犯罪等の被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対する転居に要する費用の助成その他必要な支援

(3) 犯罪等の被害による経済的負担の軽減を図るための犯罪被害者等に対する支援金の支給その他必要な支援

(4) 犯罪等の被害により法律上の問題に直面している犯罪被害者等に対する法律相談の実施その他必要な支援

(5) 犯罪等により精神的な被害を受けた犯罪被害者等に対する心理に関する相談の実施その他必要な支援

(6) 犯罪被害者等の雇用の安定を目的として関係機関等と連携して実施する、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を促進するための支援その他必要な支援

(市内に住所を有しない被害者等への支援)

第9条 市は、市内に住所を有しない者が市内で発生した犯罪等により害を被ったときは、その者が住所を有する地方公共団体と連携し、及び協力して、第7条第1項に規定する支援を実施するものとする。

(人材の育成)

第10条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するための研修の実施その他必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体への支援)

第11条 市は、犯罪被害者等の支援において民間支援団体が果たす役割の重要性に鑑

み、その活動の促進を図るため、情報の提供その他必要な支援を実施するものとする。

(市民等の理解の促進)

第 1 2 条 市は、犯罪被害者等が地域社会で孤立しないようにするため、犯罪被害者等が置かれている状況並びに二次被害及び再被害の防止の重要性について市民等の理解を深めるよう、教育、広報その他必要な施策を講ずるものとする。

(支援を実施しないことができる場合)

第 1 3 条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を実施することが社会通念上適切でないと認められる場合は、犯罪被害者等の支援を実施しないことができる。

(意見の反映)

第 1 4 条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に実施するため、犯罪被害者等及び関係機関等から意見を聴き、施策に反映させるよう努めるものとする。

(委任)

第 1 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

(理由)

犯罪被害者等の支援等について、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、支援の基本事項を定め、施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護及び被害の軽減等を図り、もって安心して暮らすことができる地域社会を実現するため提案するものであります。

議案第 36 号

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

小田原市附属機関設置条例（昭和 54 年小田原市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部小田原市スポーツ施設整備基本計画策定検討委員会の項を削り、同部小田原市子ども・子育て会議の項を次のように改める。

小田原市子ども・若者施策会議	小田原市子ども計画並びに子ども・若者及び子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	20 人以内
----------------	---	--------

別表市長の部美食のまち小田原推進事業者選定委員会の項及び小田原市学校給食センター整備事業者選定委員会の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部改正）

- 2 小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例（昭和 44 年小田原市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 小田原市スポーツ施設整備基本計画策定検討委員会の項を削る。

（小田原市青少年未来会議条例の廃止）

- 3 小田原市青少年未来会議条例（昭和 31 年小田原市条例第 5 号）は、廃止する。

令和 7 年 2 月 14 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

（理由）

市長の附属機関として小田原市子ども・若者施策会議を設置する等のため提案するものであります。

議案第 37 号

小田原市職員定数条例の一部を改正する条例

小田原市職員定数条例（昭和 24 年小田原市条例第 100 号）の一部を次のように改正する。

別表病院事業管理者の事務部局の職員の項中「670」を「710」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 14 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

（理由）

新病院の医療体制の充実強化を図る観点から病院事業管理者の事務部局の職員を増員するため提案するものであります。

議案第 38 号

小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 17 年小田原市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項を削る。

第 8 条第 1 項中「第 9 条、第 9 条の 3、第 18 条第 1 項及び第 20 条」を「第 9 条の 3 及び第 18 条第 1 項」に改め、同条第 2 項中「及び第 19 条第 2 項」を「、第 19 条第 2 項及び第 20 条第 2 項第 1 号」に、「100 分の 122.5」を「100 分の 125」に、「100 分の 170」を「100 分の 95」に、「100 分の 127.5」を「給与条例第 20 条第 2 項第 1 号中「100 分の 105」に、「100 分の 175」を「100 分の 87.5」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 14 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

（理由）

国の特定任期付職員に対する勤勉手当等の取扱い及びこれに応じた地方自治法の一部改正による給与制度の整備を踏まえ、本市の特定任期付職員に対し勤勉手当を支給することとする等のため提案するものであります。

議案第 39 号

小田原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

小田原市職員の給与に関する条例（昭和 37 年小田原市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 3 項中「及び第 3 号から第 6 号までのいずれか」を削り、「以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」を「次項において「扶養親族たる子」という。）」については 1 人につき 13,000 円、前項第 2 号から第 5 号までのいずれかに該当する扶養親族」に改め、「（以下「一般職（1）8 級職員」という。）」及び「、同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。））については 1 人につき 10,000 円」を削り、同条第 4 項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の 1 項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第 9 条を次のように改める。

第 9 条 削除

第 9 条の 2 第 2 項中「100 分の 10」を「100 分の 12」に改める。

第 18 条の 2 第 1 項中「午前 0 時から」を「午後 10 時から翌日の」に、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第 20 条の 2 中「、第 8 条、第 9 条及び第 9 条の 3」を「及び第 8 条」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条、第 2 7 条関係）

一般職給料表（1）

区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	489,000
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	489,400
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	489,700
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	490,000
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	490,500
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	490,900
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	491,200
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	491,500
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	492,000
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	492,400
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	492,700
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	493,000
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	493,500
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	493,900
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	494,200
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	494,500
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	495,000
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	495,400
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	495,700
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	496,000
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	496,500
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	496,900
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	497,200
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	497,500
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	498,000
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	498,400
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	498,700
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	499,000
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	499,500
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	499,900
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	500,200

41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600	
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000	
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300	
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600	
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900	
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700		
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000		
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300		
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500		
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800		
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100		
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400		
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600		
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900		
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200		
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500		
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700		
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000		
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300		
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500		
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700		
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000		
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300		
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500		
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700		
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000		
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300		
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500		
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700		
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000		
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300		
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500		
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700		
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500			
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800			
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000			
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200			
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500			
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800			
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000			
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200			
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500			
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800			
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000			
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200			
86	256, 000	297, 100	346, 000					
87	256, 300	297, 400	346, 400					
88	256, 600	297, 700	346, 800					

	89	256,900	298,000	347,000					
	90	257,200	298,300	347,400					
	91	257,500	298,600	347,800					
	92	257,800	299,000	348,200					
	93	258,100	299,200	348,400					
	94		299,400	348,800					
	95		299,700	349,200					
	96		300,100	349,500					
	97		300,300	349,800					
	98		300,600	350,200					
	99		301,000	350,600					
	100		301,400	351,000					
	101		301,600	351,500					
	102		301,900	351,900					
	103		302,200	352,300					
	104		302,500	352,700					
	105		302,700	353,200					
	106		303,000	353,600					
	107		303,300	353,900					
	108		303,600	354,200					
	109		303,800	354,700					
	110		304,200						
	111		304,600						
	112		304,900						
	113		305,100						
	114		305,300						
	115		305,600						
	116		306,000						
	117		306,200						
	118		306,400						
	119		306,700						
	120		307,000						
	121		307,400						
	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

備考 新たにこの表の適用を受けることとなった職員の給料月額は、この表の額にかかわらず、１級の１７号給を受ける職員にあっては 201,000 円と、１級の２５号給を受ける職員にあっては 215,800 円と、１級の３３号給を受ける職員にあっては 226,200 円とする。

別表第 2（第 3 条関係）

一般職給料表（2）

区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
	2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500
	3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
	4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
	5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
	6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
	7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400
	8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
	9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
	10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700
	11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800
	12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900
	13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900
	14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
	15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
	16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
	17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200
	18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
	19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400
	20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400
	21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
	22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
	23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
	24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400
	25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400
	26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300
	27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400
	28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400
	29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400
	30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400
	31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400
	32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300
	33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200
	34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100
	35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000
	36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900
	37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800
	38	231,100	249,500	275,300	299,000	346,800
	39	231,700	250,000	275,900	299,600	347,800
	40	232,300	250,400	276,500	300,300	348,700
	41	233,000	250,800	277,000	300,900	349,600

42	233, 500	251, 300	277, 500	301, 500	350, 500
43	234, 000	251, 800	278, 000	302, 100	351, 400
44	234, 500	252, 200	278, 500	302, 600	352, 200
45	235, 000	252, 600	279, 000	303, 100	353, 000
46	235, 400	253, 000	279, 500	303, 700	353, 800
47	235, 800	253, 400	280, 000	304, 300	354, 600
48	236, 200	253, 800	280, 400	304, 900	355, 300
49	236, 600	254, 200	280, 800	305, 500	356, 000
50	236, 900	254, 600	281, 300	306, 200	356, 800
51	237, 200	255, 000	281, 700	306, 900	357, 600
52	237, 500	255, 400	282, 200	307, 600	358, 200
53	237, 800	255, 800	282, 600	308, 200	358, 900
54	238, 100	256, 200	283, 100	308, 900	359, 500
55	238, 400	256, 600	283, 600	309, 600	360, 200
56	238, 700	257, 000	284, 100	310, 200	360, 900
57	238, 900	257, 300	284, 600	310, 800	361, 500
58	239, 200	257, 700	285, 200	311, 500	362, 000
59	239, 500	258, 100	285, 800	312, 200	362, 500
60	239, 700	258, 400	286, 400	312, 800	363, 000
61	239, 900	258, 700	287, 000	313, 300	363, 400
62	240, 200	259, 100	287, 600	313, 800	363, 900
63	240, 500	259, 500	288, 200	314, 400	364, 400
64	240, 700	259, 800	288, 800	315, 000	364, 900
65	240, 900	260, 100	289, 300	315, 600	365, 300
66	241, 200	260, 400	289, 800	316, 000	365, 800
67	241, 500	260, 700	290, 300	316, 500	366, 300
68	241, 700	260, 900	290, 800	317, 000	366, 800
69	241, 900	261, 100	291, 300	317, 300	367, 200
70	242, 200	261, 400	291, 800	317, 800	367, 700
71	242, 500	261, 700	292, 200	318, 300	368, 200
72	242, 700	261, 900	292, 600	318, 700	368, 700
73	242, 900	262, 100	293, 000	318, 900	369, 100
74	243, 200	262, 400	293, 400	319, 200	369, 600
75	243, 500	262, 700	293, 800	319, 400	370, 100
76	243, 700	262, 900	294, 200	319, 700	370, 600
77	243, 900	263, 100	294, 600	320, 000	371, 000
78	244, 200	263, 400	295, 000	320, 300	371, 500
79	244, 500	263, 700	295, 400	320, 600	372, 000
80	244, 700	263, 900	295, 900	320, 800	372, 500
81	244, 900	264, 100	296, 200	321, 000	372, 900
82	245, 200	264, 400	296, 700	321, 300	
83	245, 400	264, 700	297, 200	321, 600	
84	245, 700	264, 900	297, 700	321, 800	
85	245, 900	265, 100	298, 000	322, 000	
86	246, 100	265, 300	298, 500	322, 300	
87	246, 400	265, 600	299, 000	322, 600	
88	246, 700	265, 900	299, 300	322, 900	
89	246, 900	266, 100	299, 700	323, 100	

90	247, 200	266, 300	300, 200	323, 400	
91	247, 500	266, 600	300, 700	323, 700	
92	247, 700	266, 800	301, 200	323, 900	
93	247, 900	267, 100	301, 500	324, 100	
94	248, 200	267, 400	301, 900	324, 400	
95	248, 500	267, 700	302, 400	324, 700	
96	248, 700	267, 900	302, 900	324, 900	
97	248, 900	268, 100	303, 300	325, 100	
98	249, 200	268, 400	303, 700		
99	249, 500	268, 600	304, 000		
100	249, 700	268, 900	304, 300		
101	249, 900	269, 100	304, 600		
102	250, 200	269, 300	305, 000		
103	250, 500	269, 600	305, 300		
104	250, 700	269, 900	305, 700		
105	250, 900	270, 100	306, 000		
106		270, 300	306, 400		
107		270, 600	306, 800		
108		270, 800	307, 100		
109		271, 100	307, 300		
110		271, 400	307, 600		
111		271, 700	307, 900		
112		271, 900	308, 100		
113		272, 100	308, 300		
114		272, 400	308, 600		
115		272, 600	308, 900		
116		272, 800	309, 100		
117		273, 100	309, 300		
118		273, 400	309, 600		
119		273, 700	309, 900		
120		273, 900	310, 100		
121		274, 100	310, 300		
122		274, 300	310, 600		
123		274, 600	310, 900		
124		274, 900	311, 100		
125		275, 100	311, 300		
126		275, 300	311, 600		
127		275, 600	311, 900		
128		275, 900	312, 100		
129		276, 100	312, 300		
130		276, 300			
131		276, 600			
132		276, 900			
133		277, 100			
134		277, 300			
135		277, 600			
136		277, 900			
137		278, 100			

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 197,900	円 209,000	円 227,500	円 248,600	円 279,800

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 令和 7 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において改正前の別表第 1 及び別表第 2 の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び規則で定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和 8 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 切替日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における改正後の第 8 条の規定の適用については、同条第 2 項中「(5) 心身に著しい障害がある者」とあるのは

「(5) 心身に著しい障害がある者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、

同条第 3 項中「13, 000 円」とあるのは「11, 500 円」と、「とする」とあるのは「、同項第 6 号に該当する扶養親族については 3, 000 円とする。ただし、同号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、一般職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるものに対しては支給しない」とする。

(地域手当に関する経過措置)

- 5 切替日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における改正後の第 9 条の 2 第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 12」とあるのは「100 分の 11」とする。
- 6 改正後の第 9 条の 2 第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、切替日から令和 10 年 3 月 31 日までの間における市外への転任を命ぜられた職員（転任の事情を考慮して規則で定める職員を除く。）の地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の

月額合計額に、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号）附則第7条第1項前段に規定する地域手当の級地の区分に応じて、同項前段に規定する割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、同条第1項後段に規定する地域手当の級地とする。

（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

- 7 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年小田原市条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第12条第8項中「、第8条、第9条及び第9条の3」を「及び第8条」に改める。

（規則への委任）

- 8 附則第2項から第6項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表（附則第２項関係）

１ 一般職給料表（１）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級					
	３級	４級	５級	６級	７級	８級
１	１	１	１	１	１	１
２	１	１	１	１	１	１
３	１	１	１	１	１	１
４	１	１	１	１	１	１
５	１	１	１	１	１	１
６	２	１	１	１	１	１
７	３	１	１	１	１	１
８	４	１	１	１	１	１
９	５	１	１	１	１	１
１０	６	２	２	１	１	１
１１	７	３	３	１	１	１
１２	８	４	４	１	１	１
１３	９	５	５	１	１	１
１４	１０	６	６	２	１	１
１５	１１	７	７	３	１	１
１６	１２	８	８	４	１	１
１７	１３	９	９	５	１	１
１８	１４	１０	１０	６	２	１
１９	１５	１１	１１	７	３	１
２０	１６	１２	１２	８	４	１
２１	１７	１３	１３	９	５	１
２２	１８	１４	１４	１０	６	１
２３	１９	１５	１５	１１	７	１
２４	２０	１６	１６	１２	８	２
２５	２１	１７	１７	１３	９	２
２６	２２	１８	１８	１４	１０	２
２７	２３	１９	１９	１５	１１	２
２８	２４	２０	２０	１６	１２	３
２９	２５	２１	２１	１７	１３	３
３０	２６	２２	２２	１８	１４	３
３１	２７	２３	２３	１９	１５	３
３２	２８	２４	２４	２０	１６	３
３３	２９	２５	２５	２１	１７	３
３４	３０	２６	２６	２２	１８	４
３５	３１	２７	２７	２３	１９	４
３６	３２	２８	２８	２４	２０	４
３７	３３	２９	２９	２５	２１	４
３８	３４	３０	３０	２６	２２	４
３９	３５	３１	３１	２７	２３	４
４０	３６	３２	３２	２８	２４	４
４１	３７	３３	３３	２９	２５	４
４２	３８	３４	３４	３０	２６	５

43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	5
47	43	39	39	35	31	5
48	44	40	40	36	32	5
49	45	41	41	37	33	5
50	46	42	42	38	34	5
51	47	43	43	39	35	5
52	48	44	44	40	36	6
53	49	45	45	41	37	6
54	50	46	46	42	38	6
55	51	47	47	43	39	6
56	52	48	48	44	40	6
57	53	49	49	45	41	6
58	54	50	50	46	42	6
59	55	51	51	47	43	6
60	56	52	52	48	44	6
61	57	53	53	49	45	6
62	58	54	54	50		7
63	59	55	55	51		7
64	60	56	56	52		7
65	61	57	57	53		7
66	62	58	58	54		7
67	63	59	59	55		7
68	64	60	60	56		7
69	65	61	61	57		7
70	66	62	62	58		8
71	67	63	63	59		8
72	68	64	64	60		8
73	69	65	65	61		8
74	70	66	66	62		8
75	71	67	67	63		8
76	72	68	68	64		9
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			

91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

2 一般職給料表（２）の適用を受ける職員の新号給

旧号級	職 務 の 級			
	1 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11

20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45
54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59

68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	62
71	55	67	67	63
72	56	68	68	64
73	57	69	69	65
74	58	70	70	66
75	59	71	71	67
76	60	72	72	68
77	61	73	73	69
78	62	74	74	70
79	63	75	75	71
80	64	76	76	72
81	65	77	77	73
82	66	78	78	74
83	67	79	79	75
84	68	80	80	76
85	69	81	81	77
86	70	82	82	78
87	71	83	83	79
88	72	84	84	80
89	73	85	85	81
90	74	86	86	
91	75	87	87	
92	76	88	88	
93	77	89	89	
94	78	90	90	
95	79	91	91	
96	80	92	92	
97	81	93	93	
98	82	94	94	
99	83	95	95	
100	84	96	96	
101	85	97	97	
102	86	98		
103	87	99		
104	88	100		
105	89	101		
106	90	102		
107	91	103		
108	92	104		
109	93	105		
110	94	106		
111	95	107		
112	96	108		
113	97	109		
114	98	110		
115	99	111		

116	100	112		
117	101	113		
118	102	114		
119	103	115		
120	104	116		
121	105	117		
122		118		
123		119		
124		120		
125		121		
126		122		
127		123		
128		124		
129		125		
130		126		
131		127		
132		128		
133		129		

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

(理由)

国家公務員の給与制度に準じて、本市職員の給料月額に係る最低水準の引上げ、扶養手当における扶養親族等の見直し、地域手当の支給割合の引上げ、管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯の拡大、定年前再任用短時間勤務職員等に対する住居手当の支給等を行うため提案するものであります。

議案第 40 号

小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 2 年小田原市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「地域（）」の次に「消防吏員の派遣にあつては、」を加え、「消防吏員」を「職員」に改め、同条第 2 項中「日額 1, 680 円」を「業務の種類に応じ、日額 1, 680 円以内において規則で定める額」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 14 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

（理由）

災害応急対策のため本市の区域以外の地域に派遣される職員の種類の多様化及び当該職員が従事する業務の負担に鑑み、災害応急対策派遣手当を支給する対象者の範囲を拡大する等のため提案するものであります。

議案第 4 1 号

小田原市介護保険条例の一部を改正する条例

小田原市介護保険条例（平成 1 2 年小田原市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

目次中「削除」を「保健福祉事業（第 4 条）」に改める。

第 3 章を次のように改める。

第 3 章 保健福祉事業

第 4 条 この市は、保健福祉事業として、要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業を行う。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

（理由）

国の地域支援事業における取扱方針を踏まえ、家族介護用品支給事業を保健福祉事業として実施することに伴い、当該事業を本市の介護保険の事業として追加するため提案するものであります。

議案第 4 2 号

小田原市企業誘致推進条例の一部を改正する条例

小田原市企業誘致推進条例（平成 2 7 年小田原市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 4 号中「令和 2 年 4 月 1 日」を「令和 7 年 4 月 1 日」に、「令和 7 年 3 月 3 1 日」を「令和 1 2 年 3 月 3 1 日」に改め、同項第 5 号中「令和 1 0 年 3 月 3 1 日」を「令和 1 5 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に小田原市企業誘致推進条例第 2 条第 4 号に規定する立地を行った企業等に係る奨励措置については、なお従前の例による。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

（理由）

地域経済の活性化のための企業誘致施策として実施する企業等の立地に係る奨励措置の期限を再度延長するため提案するものであります。

議案第 43 号

小田原市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

小田原市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（令和 2 年小田原市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第 4 条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 14 条中「午前 0 時から」を「午後 10 時から翌日の」に、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第 17 条を削り、第 18 条を第 17 条とし、第 19 条から第 24 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

第 25 条第 3 項中「、第 16 条、第 18 条、第 19 条及び第 22 条」を「から第 18 条まで及び第 21 条」に、「第 19 条第 1 項中」を「第 18 条第 1 項中」に改め、同条第 4 項中「第 18 条、第 19 条」を「から第 18 条まで」に、「第 19 条」を「、第 16 条、第 18 条」に改め、同条を第 24 条とする。

第 26 条の見出し中「定年前再任用短時間勤務職員」の次に「等」を加え、同条第 1 項中「、第 6 条及び第 18 条」を「及び第 17 条」に改め、同条第 2 項中「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」の次に「（平成 14 年法律第 48 号）」を加え、同条を第 25 条とする。

第 27 条中「、第 13 条及び第 16 条の規定は、」を「及び第 13 条の規定は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第 7 条第 1 項に規定する」に改め、同条を第 26 条とし、第 28 条を第 27 条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（令和 8 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する経過措置）

2 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における改正後の第 4 条の規定の適用については、同条第 2 項中「(5) 心身に著しい障害がある者」とあるのは、
「(5) 心身に著しい障害がある者」と

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」
する。

（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

3 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年小田原市条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第14条中「、第6条及び第18条」を「及び第17条」に改める。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

（理由）

国家公務員の給与制度に準じて、本市病院事業企業職員の扶養手当について見直しを行うほか、特定任期付職員に対し勤勉手当を支給する等のため提案するものであります。

議案第 4 4 号

小田原市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

小田原市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 3 9 年小田原市条例第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

階級	勤務年数						
	5 年以上 10 年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上 30 年未満	30 年以上 35 年未満	35 年以上
団長	円 239, 000	円 344, 000	円 459, 000	円 594, 000	円 779, 000	円 979, 000	円 1, 079, 000
副団長	229, 000	329, 000	429, 000	534, 000	709, 000	909, 000	1, 009, 000
分団長	219, 000	318, 000	413, 000	513, 000	659, 000	849, 000	949, 000
副分団長	214, 000	303, 000	388, 000	478, 000	624, 000	809, 000	909, 000
部長及び 班長	204, 000	283, 000	358, 000	438, 000	564, 000	734, 000	834, 000
団員	200, 000	264, 000	334, 000	409, 000	519, 000	689, 000	789, 000

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤の消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤の消防団員については、なお従前の例による。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

(理由)

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令が一部改正され、消防団員等公務災害補償等共済基金等が市町村に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分が追加されることに伴い、本市の消防団員についてこれに応じた措置を講ずるため提案するものであります。